

第1章 総則

第1章 総則

1-1 目的

本給水装置施工基準書（以下「施工基準書」という。）は、水道法、水道法施行令及び同法施行規則、厚労働省令、及び西佐賀水道企業団水道事業給水条例等に基づき、給水装置工事について技術上の基準及び事務処理を定め、その適正な施工を確保することを目的とする。

1-2 用語の定義

- ①「法」とは、水道法をいう。
- ②「施行令」とは、水道法施行令をいう。
- ③「法施行規則」とは、水道法施行規則をいう。
- ④「基準省令」とは、給水装置構造及び材質の基準に関する省令と給水装置の構造及び材質基準の改正をいう。
- ⑤「厚生労働省告示」とは、給水装置構造及び材質の基準に係る試験をいう。
- ⑥「給水条例」とは、西佐賀水道企業団水道事業給水条例をいう。
- ⑦「施行規則」とは、西佐賀水道企業団水道事業給水条例施行規則をいう。
- ⑧「基準規程」とは、西佐賀水道企業団水道事業給水装置の構造等の基準に関する規程をいう。
- ⑨「指定工事事業者規程」とは、西佐賀水道企業団指定給水装置工事事業者規程をいう。
- ⑩「指定工事事業者」とは、西佐賀水道企業団指定給水装置工事事業者をいう。
- ⑪「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。
- ⑫「企業長」とは、西佐賀水道企業団企業長をいう。
- ⑬「給水装置」とは、配水管から分岐した給水管、及びこれに直結する給水器具をいう。
- ⑭「一次側」とは、水道メーターを分岐点として、その上流側をいう。
- ⑮「二次側」とは、水道メーターを分岐点として、その下流側をいう。

1-3 施工基準書が定める内容

施工基準書には、標準的な情報を提供するために、下記の内容を定める。

- (1) 給水装置工事の計画から設計、施工に必要な基準等。
- (2) 給水装置工事に係る図書を作成及び手続きに関する事項。
- (3) 給水装置の配水管の分岐部から水道メーター（以下「メーター」という。）までの材料、工法、その他工事上の条件に関する指定事項。
- (4) 給水装置のメーター以降の、工事上の指定事項。

(5) その他

1-4 給水装置工事の種類

給水装置工事の種類は、給水装置の設置、変更又は修理する工事をいい、当企業団は次に掲げる種類に区分する。

(1) 新設工事とは、新たに給水装置を設け、水道（公設）メーターを設置する工事をいう。

(2) 改造工事を、本企業団では**増改工事**と称し、以下の工事をいう。

- ① 給水管及び給水用具を建物の増築や改築で一新する工事。
- ② 給水管及び給水用具の延長、増設または一部を撤去する工事。
- ③ 給水管及び給水用具の位置を変更する工事。（メーター位置変更を含む。）
- ④ 給水管工事を伴う給水用具の取り換え工事。
- ⑤ その他、既存給水装置の原形を変える工事。
- ⑥ 撤去工事

(3) 移設工事とは、以下の工事をいう。

給水装置の移設及び加入金取扱要綱（平成 20 年制定）に基づき、水道加入権利は土地に付随するものとし、道路拡幅工事等の公共工事に伴い、企業団管轄区域内で家屋等の移転を行う場合に限り権利の移動を認めている。その場合の給水装置工事を移設工事という。移設工事に関しては、移転前土地の給水装置の撤去工事（分岐止め）完了を義務とする。

また、同一者が連続して所有する土地及び親族間で連続して所有する土地についても、同一敷地内として移設を認める。（この場合は、増改工事にて対応。）

(4) 増径工事とは、メーターの口径（給水管・給水用具を含む）を増径する工事をいう。

(5) 主管工事とは、分譲地内の給水主管工事（「第 9 章給水主管工事の取扱い」参照）や、宅地の分岐のみ行う際の工事をいう。

(6) 臨時工事とは、工事現場、現場宿舍、催し物等で、臨時メーターにて一時的に使用する際の工事をいう。

1-5 指定給水装置工事事業者制度

給水装置工事指定工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）は、給水装置工事（軽微な変更は除く。）を施行することができる唯一の施行者であり、その工事が公衆衛生上の向上と生活環境の改善に寄与していることを自覚し、施行される給水装置工事に対して責任を持って対処することが必要である。

1. 指定工事事業者の責務には次のものがある。

- (1) 指定工事事業者は、法、施行令、施行規則、条例及び規定に基づき企業長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。
- (2) 指定工事事業者は事業所ごとに、給水装置工事を施行するため、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けているもののうちから、主任技術者を選任しなければならない。
- (3) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取出口からメーターまでの工事を施工しようとする場合は、配水管及び他の埋設物に変形、破損等を生じさせないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者に従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を監督させること。
- (4) 指定工事事業者は、施工した給水装置ごとに、指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - ① 施主の氏名又は名称
 - ② 施工の場所
 - ③ 施工完了年月日
 - ④ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ⑤ 竣工図
 - ⑥ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ⑦ 給水装置の構造及び材質の確認の方法及びその結果

2. 指定給水装置工事主任技術者の役割

- (1) 指定給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）は、給水装置工事事業の本拠である事業所ごとに選任され、個別の給水装置工事ごとに指定工事事業者から指名されて、調査、計画、施工、検査の一連の指定工事事業者の技術上の管理を行うとともに、給水装置工事に従事する職員の指導監督業務などを行う者である。
- (2) 主任技術者は、給水装置工事の適正を確保するための技術の要としての役割を十分に果たすために、常に水道が国民の健康・安全の確保に欠くことができないものであるという基本認識を忘れずに携わることが必要であり、また給水装置の構造・材質基準や給水装置工事技術などについての専門的な知識と経験を有していることが必要である。
- (3) 給水装置工事の現場の事前調査、施工計画の策定、施工段階の工程管理、品質管理、工事の竣工検査などの各段階において必要となるものはもとより、水道の供給規程に基づき水道事業者が定めている工事内容審査などの手続きを確実に実施する。

3. 主任技術者の職務

水道法第25条の4第3項において、主任技術者は次の職務を誠実に行わなければならないこととされている。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理。
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督。
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第5条の基準に適合していることの確認。
- (4) 給水装置工事に係る次の事項についての、水道事業者との連絡又は調整。
 - ① 給水管を配水管から分岐する場合の配水管の布設位置の確認に関する連絡調整。
 - ② 給水管の取付口からメーターボックスまでの工事を行う場合の工法、工期、その他の工事上の条件に関する連絡調整。
 - ③ 給水装置工事を完成後の連絡及び竣工検査の日程等の連絡調整。

4. 賠償の義務及び保証期間

(1) 賠償の義務

指定工事事業者は、工事現場における既設物件、工作物件その他に関しては損傷を与えないよう施行する。もし損傷の恐れがある時は、利害関係者と十分協議すること。また、工事のため水道事業者又は第三者に損害を与えたときは、指定工事事業者は賠償の責を負うものとする。

(2) 保証期間

- ① 竣工後の漏水については、保証期間を2年とし、期間内に漏水が発生した場合、指定工事事業者の費用において速やかに復旧するものとする。
- ② 舗装道路における原形復旧部分は、保証期間を2年とし、期間内において本工事に起因し路面の破損、陥没等異常を生じた場合は、指定工事事業者の費用において速やかに復旧するものとする。
- ③ 保証期間中で、至急手直し指示に対応できない場合は、企業団で代理施行し、その費用を指定工事事業者へ請求する。